

乳幼児等医療費・ひとり親家庭等医療費の支給申請（償還払い）について

R3.4.1 改訂

受給者証の有効期間内において、次の場合に支払った医療費の償還（払戻し）ができます。

1【払戻しが可能な医療費】

- 受給者証が交付されるまでに支払った医療費
- 受給者証を提示しないで受診して支払った医療費
- 県外で受診された際に支払った医療費
- 治療用装具や未熟児養育医療などで支払った医療費

※予防接種や健康診断など保険適用外の医療費や、食事代、一部負担金該当分などについては払戻しできません。

2【申請手続きに必要なもの】

- 乳幼児等医療／ひとり親家庭等医療費受給者証
- 受診された方の健康保険証
- 通帳（受給者証に記載された保護者名義の口座）
- 領収書（領収額・受診者氏名・保険点数が記載されているもの）
- 未熟児養育医療などの場合は、振込手続後の「納入通知書（領収証書）」をお持ちください。

※なお、その他に書類添付が必要な場合があります。

3【注意事項】！償還払い申請の前に、領収書をご確認ください！

●次の場合は、加入している健康保険証の発行機関（保険母体）から医療費の還付を受ける必要があります。

- ①「10割負担」⇒保険適用内の医療であるのに、負担割合が「10割」や「100%」になっている
- ②「治療用装具」⇒「治療用装具」に関する請求である
- ③「高額療養費」⇒1ヶ月の保険適用内の自己負担額が高額療養費の自己負担限度額（※1）を超えている

（※1）一般の住民税課税世帯の高額療養費の基準は80,100円/月ですが、所得に応じて自己負担限度額が異なります。申請後、高額療養費に該当する可能性があるかと判明した場合は、こども家庭課から申請者に連絡します。

【医療費還付が必要な場合の払戻しの手順】

（1）保険母体に医療費還付の申請をしてください。

上記3①と②の場合 ⇒7（または8）割分の医療費の還付を受けてください。

上記3③の場合 ⇒高額療養費該当分の医療費の還付を受けてください。

※還付の方法・詳細については保険母体へお問合せください。

（2）保険母体の支給決定後に、2【申請手続きに必要なもの】に加えて、「支給決定通知書」など支給の内訳が確認できるものを添付し、医療費の償還（払戻し）申請をしてください。

※支給決定通知書・・・「支給証明書」など保険母体により名称が異なる場合があります。

・・・支給決定後の金額や内訳、保険母体名が確認できるものがが必要です。

・・・世帯合算の場合は、対象者ごとの内訳の明記が必要です。

※上記3②「治療用装具」の場合

⇒「医師の診断書（意見書）」と「装具証明書」（いずれも写し可）を添付してください。なお、保険母体にこれらの書類の原本を提出しなければならない場合もございますので、予め、写しをご用意ください。

※健康保険証が東広島市の国民健康保険の場合は、国保年金課で還付申請済であれば、支給決定通知がなくても医療費の償還（払戻し）申請を申請できます。

4【その他】

●振込日について

審査のため、申請から1～2ヵ月後の振込となります。

毎月20日までに受け付けた申請のうち、審査が完了したものを翌月20日に振り込みます。

(20日が土日・祝日の場合は、その前開庁日に振り込みます。)

※東広島市の国民健康保険に還付申請されている方は、国民健康保険の払戻しから1～2ヵ月後に振り込みます。

●受診した日からまだ月が変わっていない場合

同月内であれば医療機関窓口での払戻しが可能な場合があります。

⇒乳幼児等医療／ひとり親家庭等医療費受給者証や領収書、保険証などを医療機関で提示してください。

ただし、一部の医療機関では払戻しができない場合がありますので、詳細は医療機関へご相談ください。

●次の場合は、医療機関の証明が必要です。

領収額・受診者氏名・保険点数の記載がない。

(支払金額のみ記載のレシートなど、必要事項が記載されていない領収書)

領収書を紛失してしまった。

⇒支給申請書中段の「医療機関等証明欄」に医療機関の証明を受けて申請してください。

⇒支給申請書は、受診者一人につき医療機関ごと、月ごと、入院外来別に必要です。

また、総合病院の場合は診療科ごとに必要です。

※なお、証明料が有料となる医療機関もあります。

●支給申請書は、市役所こども家庭課または各支所・出張所の窓口にてお受け取りください。

東広島市ホームページからダウンロードできます。

東広島市ホームページ > 子育て・教育 > こどもの健康・子育て支援 > 子育ての手当・助成

> 医療費払戻しの手続き (乳幼児等医療・ひとり親家庭等医療)

5【受付窓口】

東広島市役所 こども家庭課

黒瀬支所 福祉保健課

福富支所 地域振興課

豊栄支所 地域振興課

河内支所 地域振興課

安芸津支所 福祉保健課

八本松出張所

志和出張所

高屋出張所

【お問い合わせ】

東広島市 こども家庭課

住所 〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

TEL (082)420-0407

FAX (082)424-1678